

令和5年11月15日
(理事・評議員合同会議決定)

全国市長会「重点提言」

— こども家庭庁関係 —

全国市長会 社会文教委員会

こども・子育て施策に関する重点提言

少子化は、日本の未来を左右する喫緊の課題であり、子育て世帯だけでなく、すべての国民に影響を及ぼす事案であり、こども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. こども・子育て政策の強化について

こども・子育て政策の強化に当たっては、国が中心となって進めていくべきものと、都市自治体が地域の実情に応じて独自に行う取組とが相まって実施されることが重要であり、その基本となるべき施策については、都市自治体の実情や意見を十分に踏まえたうえで、自治体間格差が生じないよう制度設計を行うとともに、国の責任において安定的な地方財源を確保すること。

2. 結婚、妊娠・出産、育児の切れ目のない支援等の充実について

(1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、継続的な財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、中・長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。

また、成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため、制度の狭間を作らない広範囲な財政措置を含む必要な措置を講じるとともに、関係省庁の連携強化を図り一体的に推進すること。

(2) 安心して子育てができる環境づくりのため、育児休業制度の見直しや給付制度の拡充、すべてのこどもが安全で安心して過ごせるこどもの居場所づくり等について必要な措置を講じること。

3. 保育施策の充実について

(1) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付交付金等について、地域の実情に即し財政措置の拡充等を講じること。

(2) 公定価格について

1) すべての施設が安定的な運営に向け、都市自治体や利用者の負担増を招かぬよう、地域の実態を十分に踏まえて適切に設定するとともに早期に提示すること。

2) 地域区分及び利用定員区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(3) 障害児、外国籍児童、医療ケア児等特別な配慮を要するこどもの受入れや適切な支援に必要となる人材確保について、十分な財政措置等を講じること。

また、施設整備も含めた支援体制の整備や制度の見直し等を講じること。

(4) 「こども未来戦略方針」に示された児童手当の拡充の実施に当たっては、現場が混乱することなく円滑な給付が可能となるよう、都市自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すとともに、システム改修費、事務費等に対する財政措置を含め必要な支援を行うこと。

(5) 幼児教育・保育の無償化については、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善及び対象範囲の拡大を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないように、事務費等に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

(6) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国の責任において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。

特に、基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の経過措置の猶予期間が令和6年9月までに迫っていることから、利用者はじめ事業者等にも混乱が生じないように適切な措置を講じること。

(7) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

(8) 保育人材の育成・確保について

1) 保育人材の確保、定着及び更なる処遇改善を図るため、地域の実態を踏まえ、公定価格を改善し十分な財政措置を講じること。

2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、事務職員の配置、事務の簡略化やICT化など保育士の労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。

3) 「こども未来戦略方針」に示された職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度（仮称）の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情

も十分に踏まえ、それぞれの自治体が円滑に実施できるような制度にすること。

4) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や保育士修学金貸付制度の拡充等、必要な措置を講じること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士宿舍借上げ支援事業の対象拡充等、総合的な支援措置を講じること。

(9) 伴走型相談支援・出産・子育て応援交付金事業（システム構築等導入経費を含む）が実施できるよう必要な予算額を確実に確保すること。

4. 多様な家庭環境等に対する支援の充実について

こども家庭センターの設置・運営や子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が安定的に展開できるよう、人材の確保・育成等の支援を行うとともに財政措置を講じること。

5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置の拡充や補助基準の細分化等、地域の実態を踏まえた柔軟な対応ができるよう制度の拡充を図ること。

6. 児童虐待等防止対策の強化を図るための総合的な支援について

(1) 児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯がこれまでに以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、相談窓口の機能強化、社会的養護の体制整備、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動をはじめとする総合的な支援に対する財政措置を拡充すること。

(2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を含め必要な措置を講じること。

また、中核市等における児童相談所の設置の推進、複数の自治体が連携した広域的な相談体制の構築等に対する支援の充実を図ること。

(3) 児童虐待防止対策として、家庭に対する予防的取組や関係機関等との緊密な連携を図ることができるよう必要な措置を講じること。

また、潜在的に支援が必要な子どもや家庭の早期発見に向け、福祉・医療などのデータ連携が図られるよう関係省庁と推進すること。

7. こどもの貧困対策の推進について

すべてのこどもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な措置を講じること。

8. 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、こども医療費については、全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。